

瑞 穂 監 第 31 号  
令 和 3 年 12 月 28 日

瑞 穂 市 長  
森 和 之 様

瑞穂市議会議長  
広 瀬 武 雄 様

瑞穂市監査委員 浅 村 孝 司

瑞穂市監査委員 杉 原 克 巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、「地域福祉高齢課」の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「地域福祉高齢課」における令和3年4月1日から令和3年10月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「補助金」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、検査を行った。

地域福祉高齢課は、課長以下職員6名、会計年度任用職員9名で次の事務を行っている。

- (1) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 行政相談に関すること。
- (4) 人権擁護に関すること。
- (5) 保護司に関すること。
- (6) 災害救助に関すること。
- (7) 日本赤十字社に関すること。
- (8) 献血に関すること。
- (9) 遺族、恩給、特別弔慰金及び戦傷病者等援護に関すること。
- (10) 社会福祉協議会に関すること。
- (11) 老人福祉に関すること。
- (12) 介護保険に関すること。
- (13) 地域包括ケアに関すること。
- (14) 成年後見制度に関すること。
- (15) 敬老事業に関すること。
- (16) 福祉センターに関すること。
- (17) 老人福祉センターに関すること。
- (18) 老人クラブに関すること。
- (19) シルバー人材センターに関すること。
- (20) 社会福祉法人に関すること。

#### 2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

令和3年11月15日（月）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「補助金」等の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果と意見

#### 1 財務について

地域福祉高齢課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

	予算額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳入	121,548,000	33,874,066	27.9
歳出	1,320,446,000	825,556,741	62.5

## 2 補助金等について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	社会福祉法人 瑞穂市社会福 祉協議会活動 促進事業補助 金について	毎年度において、年度当初の補助金額に対する年度末の返還金額は、1 千万円前後となっている。担当課によると、多額の返還金の理由は「1 事業につき 50 科目あり、4 事業の不用額が積算されて多額となる。また、市の 3 月補正入力時には社協の 12 月補正の額が反映されるため」とのことであった。	瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱では「他の法令の補助対象を除く人件費、活動費」が補助対象経費と定められている。年度途中の諸事情を考慮しても年度末の返還金額が大きいことから、他の事業が執行できた可能性は否めない。 今後は、適切な補助金の交付決定及び補助金額の確定とすべく、補助対象経費の十分な審査に努めていただきたい。
2	シルバー人材 センター事業 補助金につい て	令和 3 年度補助金交付申請書を確認したところ、補助事業の内容は「瑞穂市シルバー人材センターの運営及び活動に必要な経費。(特に人件費)」と記載があり、添付の書類は(公財)瑞穂市シルバー人材センターの令和 3 年度収支予算書のみであった。 担当課によると、補助金額の算定根拠は、「国の『令和 3 年度高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)執行方針』において、シルバー人材センターの会員数及び就業延人日数による区分に応じて補助金の限度額が定められ、その限度額を補助金額の算定基準としている。」とのことであった。	瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱では「運営費及び事業費(国の高齢者就業機会確保事業等補助金交付要綱による。)」が補助対象経費と規定されている。 補助金交付申請書には、補助対象経費の算定根拠となる資料の添付はなく、補助金額の妥当性を確認することはできない。 今後は、補助対象経費の算定についてわかりやすく示し、補助金額の妥当性を明確にしていきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	老人クラブ活動促進事業補助金について	<p>令和2年度の補助金交付申請書を確認したところ、単位老人クラブへの助成金額が増額されていた。担当課によると、消費税率引き上げ時に単位老人クラブから要望があり増額したとのことである。</p> <p>令和2年度は、会員が50人減り会費収入が減っている一方で、助成金の支出額は増加し、活動中止等により3,772,635円が不用額となった。</p>	<p>老人クラブ連合会会計から単位老人クラブへ助成金を支出しているため、担当課に単位老人クラブの収支の確認状況を聞いたところ、市老人クラブに決算報告があり、それを市の職員が確認することであったが、補助金等交付申請書及び事業実績報告書を確認したところ、単位老人クラブの収支を確認できる資料はなく、助成金額が適正な金額であるかどうか確認することはできない。</p> <p>今後は、単位老人クラブの収支確認資料を添付するなど、補助金額の妥当性を明らかにし、適正な補助金交付事務としていただきたい。</p>

### 3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
4	老人福祉センターについて	<p>老人福祉センターは、現在、コロナ下による貸館等の利用制限と施設（器具）の老朽化による使用不可により一部の事業が実施できない状況であった。</p> <p>主な利用状況は、各種相談事業や一般介護予防教室の場として利用されていた。</p>	<p>老人福祉センターは「無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設」と老人福祉法で規定されている。</p> <p>現在の施設は、空き部屋、倉庫と化している部屋もあり、高齢者が主体的に介護予防に取り組める環境整備になっているとは言い難い。</p> <p>今日の高齢者の生活形態・超高齢化の社会状況とサービス開始当時の社会状況とでは大きく変化し、老人福祉センターの機能・役割、高齢者のニーズも異なってきていると思われることから、今後の老人福祉センターの在り方について検討していただきたい。</p> <p>また、施設に係る費用負担として管理委託料、維持管理費などの恒常的な費用及び老朽化による費用の発生も見込まれることから、他施設への移転等も含め費用対効果に係る検証をしていただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	需用費（消耗品費等）の購入について	<p>令和2年度の老人福祉センター費の需用費（消耗品費等）を確認したところ、「ハンドコール」を5回/年に分けて購入していた。</p> <p>また、「福祉避難所用簡易トイレ」の購入については、年度末の3日に分けて購入していた。</p>	<p>担当課によると、「ハンドコール」は保管量が決められており、品不足の中、調整しながら購入したとのことである。</p> <p>また、「福祉避難所用簡易トイレ」は年度末の購入であり、予算消化と取られかねず、計画的な購入とは言えない。</p> <p>いずれの購入も1回の購入金額が5万円未満となっており、請書の作成を省略するための分割発注と言わざるを得ない。</p> <p>今後は、瑞穂市契約規則に基づき適正に処理すべきである。</p>
6	各種団体の経理事務について	<p>地域福祉高齢課が所管する団体について確認したところ、9団体の事務を取り扱い、預金通帳・印鑑・現金・切手を保管していた。</p>	<p>地域福祉高齢課が所管する団体の経理事務については、公金ではないことから、瑞穂市会計規則の適用や監査委員監査の対象外となっている。</p> <p>しかしながら公金外現金は公金同様、適切に管理する必要があることから、適正な会計事務に努めていただきたい。</p>

以上